

# 分煙コンサルティング

## これから喫煙室設置をご検討されているお客様へ

- 施設にあわせて、改正健康増進法に適した喫煙専用室をご提案します。
- 厚労省や東京都の助成金に関する相談もお受けします。
- お客様のご要望に応じて、様々な分煙パターンをご案内します。

## 既存の喫煙環境でお困りのお客様へ

- 煙やニオイが漏れる等の問題を、現状の喫煙環境にあわせて改善します。
- 詰まった換気扇や汚れた空調機は様々な問題の発生源です。最適なメンテナンスを実施します。
- ヤニで黄ばんだ喫煙室の壁をクリーニングしてキレイにします。

# 2020年4月 改正健康増進法が全面施行されます

## 改正健康増進法について

2018年7月に健康増進法が改正されました。

多くの人を利用する全ての施設において、原則**屋内禁煙**となります。

施設・店舗の喫煙ルールを代表的な施設ごとにわかりやすく紹介します。



※各自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

 学校・病院  
児童福祉施設  
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から  
「敷地内禁煙」

※屋外に喫煙場所を設置可



オフィス・事業所  
ホテル・旅館  
事業船舶・鉄道

アミューズメント施設  
その他施設

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置可



飲食店



2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置可

喫煙専用室設置（飲食等不可）

全席禁煙+喫煙専用室の設置〔飲食不可〕



加熱式たばこ専用喫煙室設置（飲食等可）

禁煙+指定たばこ〔加熱式〕



### 飲食店の経過措置

以下の項目の回答による事業者分類によって、経過措置があります。

- 2020年4月1日より前に開店した店舗
- 資本金または出資の総額が5000万円以下
- 客席面積は100㎡以下



店内での喫煙可



飲食可

店内での喫煙不可



屋内(全席)禁煙

## 〈改正健康増進法のポイント〉



喫煙室の  
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への  
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則  
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

# さまざまなロケーションに応じた喫煙室の提案をします

## ブースバリエーション

ご希望の使用場所や使用状況にあわせて、様々なパターンでの喫煙室をご提案可能です。屋内喫煙所だけでなく、屋外喫煙所もお任せください。



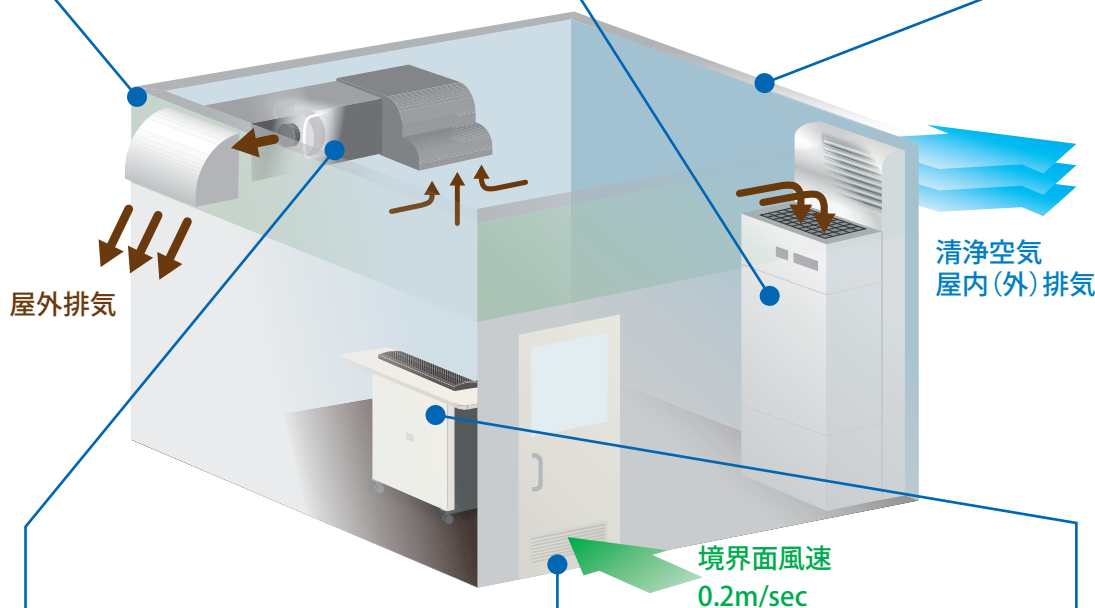
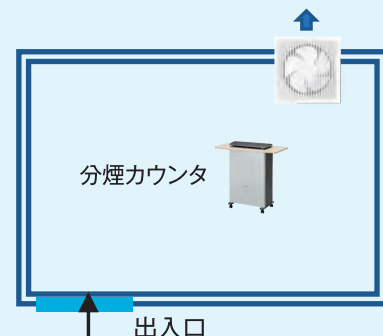
## ワンパス脱臭装置 ~OP100~

これ1台で、改正健康増進法の基準をクリア。煙・臭いを除去し、屋外はもちろん、屋内への排気も可能です。出入口の風速0.2m/secも確保。キャスター付きで移動も簡単です。



## 既存の部屋を喫煙室へ

既設の空き部屋を喫煙室化する場合、境界面風速0.2m/sに満たない場合が多くあります。出入口サイズから、追加の換気扇風量の選定や、粉塵量のシミュレーションで、最適な喫煙空間をご提案します。



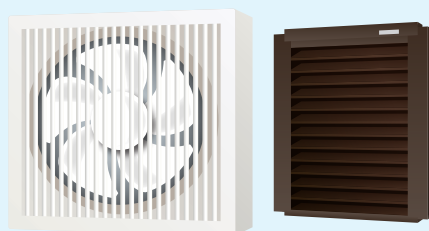
## 風量無段階変速ファン ~MCファン~

境界面風速0.2m/secを確保しながら、平均30%の省エネ性能を実現します。また、ごみ詰まり等により風量が下がった場合、元の風量を維持するように自動でファンの回転数を上昇させます。



## 喫煙室の吸気口

喫煙室の出入口を閉鎖した場合、排気する風量分を室内に吸気する必要があります。吸気のためのドアガラリ、アンダーカットなどご提案できます。また、喫煙室の空気を屋外排気するための有圧換気扇の選定も可能です。



## 空気清浄機 ~スカイフレッシュ~

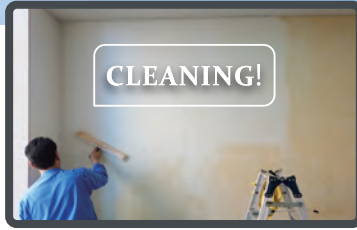
様々なバリエーションの空気清浄機で室内の粉塵濃度0.15mg/m<sup>3</sup>を確保します。スペースに応じて多彩な機種を駆使し、空間をクリーンに保ちます。





# ヤニで黄ばんだ喫煙室をクリーニングしてキレイにします

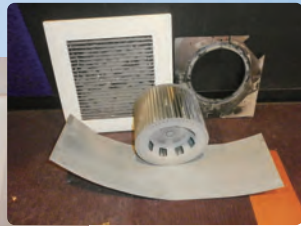
## 壁面清掃



## ブラインド清掃



## 換気扇清掃



## エアコン清掃



何でも **お気軽に** ご相談ください!

室内の空気環境を考える会社



株式会社 J.G.コーポレーション

<http://www.jgco.co.jp>

●このカタログに記載の仕様はお断りなく変更する場合がありますのでご了承ください。

本社	東京都港区港南2-12-26 港南パークビル7F	〒108-0075	TEL 03-5769-3033	FAX 03-5769-3025
北海道営業所	北海道札幌市西区八軒十条東4-1-31	〒063-0870	TEL 011-737-5441	FAX 011-737-6043
東北営業所	宮城県仙台市宮城野区中野1-5-22	〒983-0013	TEL 022-388-6747	FAX 022-388-6825
名古屋営業所	愛知県長久手市熊田302	〒480-1144	TEL 0561-63-3702	FAX 0561-63-3703
大阪営業所	大阪府吹田市南吹田5-26-23	〒564-0043	TEL 06-6388-8018	FAX 06-6388-8038
広島営業所	広島県広島市安佐南区祇園3-7-15	〒731-0138	TEL 082-850-2611	FAX 082-850-2633
九州営業所	福岡県福岡市東区松香台1-7-34	〒813-0004	TEL 092-673-0102	FAX 092-673-1527